



### 告 示

目

次

○参議院埼玉県選出議員選挙にお ける選挙会の日時及び場所

○参議院比例代表選出議員選挙に 管 委

○参議院埼玉県選出議員選挙にお

おける選挙分会の日時及び場所

ける選挙会の参観人員の制限

管 委

○参議院比例代表選出議員選挙に おける選挙分会の参観人員の制

○参議院比例代表選出議員選挙に おける選挙立会人のくじの日時

及び場所

限

# 埼玉県選管告示第八十八号

及び場所は、次のとおりである。 平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時

平成十九年七月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 髙 篠

包

日時 平成十九年八月一日 午後一時三十分

場所

埼玉県県民健康センター大会議室C

### 埼玉県発行

場所 日時

### 埼玉県参埼選告示第二号

人員を十人に制限する。 平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観

平成十九年七月二十四日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 髙 篠

包

### 埼玉県参比選告示第一号

分会の参観人員を十人に制限する。 平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙

平成十九年七月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 寺 内 弘 子

### 埼玉県参比選告示第二号

分会の選挙立会人となるべき者につき、 七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、 平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 次のとおりである。

平成十九年七月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 寺 内 弘 子

場 日 所 平成十九年七月二十七日 埼玉県選挙管理委員会室 午前十時三十分

## 埼玉県選管告示第八十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の

埼玉県選挙管理委員会委員長 髙 篠

包

平成十九年八月一日 埼玉県県民健康センター大会議室C 午後一時三十分

日時及び場所は、次のとおりである 平成十九年七月二十四日

発行日 毎 火曜日・金曜日 週 購読料金 年 便 四 料 万三 金 を 千 含 兀 百 円 発 行 者 ○四八―八二四―二一一一(代表)さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 場 — : | | | | (代表) | /BA 00/kenpouhome/fr\_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01

再生紙を使用しています。

印刷所

○四八―八六二―二九○一さいたま市南区別所三―一

| 会 \_ ○ 社

一八六二—二九〇一